

農業競争力強化支援法

事業参入計画（様式第十二）記入例

平成29年10月

農林水産省

○事業参入計画（農業競争力強化支援法施行規則 様式第十二）記入例

（記入例）

様式第十二（第11条関係）

事業参入計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第21条第1項の規定に基づき、事業参入計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業参入の目標

(1) 事業参入に係る事業の目標

当社は昭和○年に○○機械の製造、修理及び売買を主な業務として設立。「○○○」を経営理念とし、昭和○年に○○を販売後、平成○年には○○技術を活用した○○を業界に先駆けて開発・販売し、○○においては全国売り上げ○位の企業である。

さらに○○技術を活用し操作性や安全面等の改良を加えた○○は作業の効率アップ、安全性向上に大きく貢献し、各メディア等で報道され、○○社主催の日本○○賞を受賞したところである。

この○○は○○の改良を行うことで農業分野に活用できると考えており、現在の日本農業が抱える○○の課題に対して、当社の技術を活かし、課題解決に向けた新たな製品を開発することは当社の経営理念に合致するものである。

当社の○○技術を農業分野において有効に活用するため、農業用○○の開発・販売、運用サービスを新たに行うこととしたい。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標

平成34年目標 農業用○○の導入面積を○ha以上にするを目標とする。

(申請書記入時の留意点)

共同で申請を行う場合は連名とすること。
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1. 事業参入の目標

(1) 事業参入に係る事業の目標

事業参入に係る事業の目標(事業参入を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約して記載する。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標

(例)

① 事業者の取組

- ・価格、機能又は利便性において一般的な商品と比べて優れた商品の開発、生産又は販売
 - ・他の事業者が取り扱っていない新たな商品の開発、生産又は販売
- 等の取組についての数値目標(※)を設定

② 当該取組が農業者による農産物の生産コストの低減にどのように資するのかやその効果について、任意の指標を設定

※数値目標の例

新商品等の売上高比率を全社売上高の○%に向上

(参照)

事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針(抜粋)

第2 事業参入の促進の実施に関する事項

1 事業参入促進対象事業の将来の在り方

(1) 農業用機械製造事業(農業用機械に係る部品製造事業を含む。)

農業用機械については、より低廉で必要十分な機能と耐久性を備えた農業用機械・部品、新技術を活用した画期的な商品開発等を促進していくことが必要であるため、機械製造企業、ベンチャー企業等の事業参入を促し、農業者のニーズに応えた農業用機械の開発競争等が行われる事業構造を確立する。

2 目標の設定に関する事項(良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標)

(1) 事業参入計画の期間は5年以内とする。

(2) 事業参入計画に記載する「良質かつ低廉な農業資材の供給」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の生産コストの低減に資するものをいう。

① 価格、機能又は利便性において一般的な商品と比べて優れた商品の開発、生産又は販売

② 他の事業者が取り扱っていない新たな商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の生産コストの低減にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値(新商品の売上高等)により設定するものとする。

3 事業参入の実施方法に関する事項(事業参入計画の円滑かつ確実な実施)

事業参入計画の内容は、当該事業者の技術力等に照らして過度に実施困難なものでなく、かつ、当該事業参入計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないものとする。

4 その他事業参入に関する重要事項

事業参入計画の認定に際しては、上記のほか、事業参入計画を実施することに伴い、申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を困難にさせるおそれのあるものその他の当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことが必要である。

2. 事業参入の内容

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入に係る事業の内容

① 事業参入計画の対象となる事業
農業用機械製造事業

② 事業参入計画の具体的内容

農業用〇〇の開発にあたっては、〇〇県庁農業試験場や〇〇社と協力し、試作品を開発。試作品は〇〇県農業試験場、農業生産法人にて実用段階でのテストを行う。既に関係者から協力の同意を得ており、計画認定後速やかに当該機械の実用化に着手。実用化にあたっては、〇〇分野で利用している〇〇に、〇〇の改良を加えることで、農作業（〇〇等）に利用可能と考えている。

③ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容

自社で開発する農業用〇〇は既存の農業機械〇〇と比較して、耐久性向上によりメンテナンス費用低減、使用時間の延長、農閑期は〇〇としても活用可能であるため、農業用〇〇の導入により、〇〇栽培農家は農産物の生産コストを約〇%削減することができる。

具体的な考え方、算定の根拠は添付書類3を参照。

④ 事業参入を行う場所の住所

〇〇社 本社：東京都〇〇区〇〇 〇〇社〇〇工場：〇〇県〇〇市〇〇町

(3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業参入を実施する場合
該当なし

(4) 事業参入に伴う設備投資の内容
別表1のとおり

(5) 譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容
別表2のとおり

2. 事業参入の内容

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入に係る事業の内容を記載する。

① 事業参入計画の対象となる事業（農業用機械製造事業又は種苗の生産卸売事業）を記載する（農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号。以下「規則」という。）第3条）。

② 事業参入計画の具体的内容を要約して記載する。

③ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。

④ ③の記載中において、次のイ又はロの説明を記載する。

イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係

ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

(2) 事業参入を行う場所の住所を記載する。

なお、計画に密接に関連する事業所・営業所について記載するが、この住所が多数にわたる場合には認定事業者、関係事業者等の本店所在地のみの記載でも良い。

(3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業参入を実施する場合

規則第1条第2項、第3項の該当する号（及びイ、ロ）と、その内容を記載する。

(4)～(5) 事業参入に伴う設備投資の内容 等

それぞれ別表1、別表2のとおり記載する。

(参照) 農業競争力強化支援法（抜粋）

(定義)

第一条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「事業参入」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、農業生産関連事業を新たに行うことをいう。

7 (略)

8 この法律において「事業参入促進対象事業」とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の事業者の数が少数であることその他の事情により、事業参入の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいい、「事業参入促進対象事業者」とは、事業参入促進対象事業を新たに行おうとする事業者をいう。

農業競争力強化支援法施行規則（抜粋）

(事業参入促進対象事業)

第三条 法第二条第八項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。

一 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）

二 種苗の生産卸売事業

(参照)

農業競争力強化支援法施行規則（抜粋）

（法第二条第五項第一号の主務省令で定める措置）

第一条（略）

2 前項の「関係事業者」とは、農業生産関連事業者がその経営を実質的に支配していると認められる事業者として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該農業生産関連事業者が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者

二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の役員又は従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者

イ 当該農業生産関連事業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

ロ 当該農業生産関連事業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

三 当該農業生産関連事業者の子会社（前二号の事業者をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業生産関連事業者及びその子会社が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者

四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の子会社又は当該農業生産関連事業者及びその子会社の役員又は従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者

イ 当該農業生産関連事業者の子会社又は当該農業生産関連事業者及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

ロ 当該農業生産関連事業者の子会社又は当該農業生産関連事業者及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

3 第一項の「外国関係法人」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する農業生産関連事業者がその経営を実質的に支配していると認められる外国法人（新たに設立されるものを含む。）として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該農業生産関連事業者が、その発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人

二 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の役員又は従業員が、その役員その他これに相当する者（以下この項において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を占める外国法人

イ 当該農業生産関連事業者が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。

ロ 当該農業生産関連事業者が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

三 当該農業生産関連事業者の子会社若しくは前二号の外国法人（以下この項において「子会社等」という。）又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等が、その株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を有する外国法人

四 次のイ又はロに該当し、かつ、当該農業生産関連事業者の子会社等又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等の役員等又は従業員が、その役員等の総数の二分の一以上を占める外国法人

イ 当該農業生産関連事業者の子会社等又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を有していること。

ロ 当該農業生産関連事業者の子会社等又は当該農業生産関連事業者及びその子会社等が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式等を有しており、かつ、他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

3. 事業参入の実施時期

(1) 事業参入の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 4 月

終了時期：平成 35 年 3 月

(2) 毎事業年度の実施予定

別表 3 のとおり

4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

必要な資金は金融機関からの融資、A-FIVE による出資及び自己資金により調達する。資金の額及び調達方法の概要は別表 4 のとおり。

3. 事業参入の実施時期

(1) 事業参入の開始時期及び終了時期

事業参入の開始時期及び終了時期の年月を記載する。

開始時期は、認定が見込まれる時期以降となる（任意）。したがって、申請日以前の期日を開始時期とすることはできない。終了時期は、開始時期から5年以内であれば、事業の計画の内容に従って任意に設定が可能。

(2) 毎事業年度の実施予定

別表3のとおり記載する。

4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

計画の実施に必要な資金について、概要を記載する。資金の額及び調達方法の概要は別表4のとおり記載する。

(参照)

農業競争力強化支援法施行規則（抜粋）

（事業参入計画の認定の申請）

第十一条 法第二十一条第一項の規定により事業参入計画の認定を受けようとする事業参入促進対象事業者

（以下この章において「申請者」という。）は、様式第十二による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 当該事業参入促進対象事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業参入促進対象事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
- 二 当該事業参入促進対象事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- 三 当該事業参入計画を実施することにより、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資することを示す書類
- 四 当該事業参入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 法第二十一条第一項の認定の申請に係る事業参入計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

別表1 事業参入に伴う設備投資の内容

事業参入促進対象事業者（申請者）

（単位：百万円）

	設備等の種類	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
30年度	建物	工場建屋	製造工場	Y工場	1,000	1	1,000
	機械	〇〇機械	〇〇製造機械	Y工場	100	1式	100
	小計						1,100
31年度	器具	〇〇測定器	〇〇検査	Y工場	200	2	400
32年度	機械	〇〇	〇〇	〇〇	300	3	900
合計							2,400

別表1

事業参入に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業参入促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

別表 2

譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容

(土地)

(単位：m²)

	所在地番	地目	面積	その他
1	〇〇市〇〇町〇〇	宅地	10,000	〇〇社が〇〇社との合併により譲り受ける土地 譲受け元名：〇〇社
2				

(家屋)

(単位：m²)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1	〇〇市〇〇町〇〇	鉄骨造	5,000	〇〇社が〇〇社からの事業の譲受けに伴い譲り受ける家屋 譲受け元名：〇〇社
2				

別表 2

譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。

事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する（合併、分割等により取得をする不動産がある場合も同様とする）。

別表 3

事業参入の実施時期

年 度	実 施 内 容
30年度	〇〇銀行から資金の借入れ、A-FIVE 及び〇〇ファンドからの出資 製造ラインの設計・設置
31年度	新製品の最終調整
32年度	新製品の本格生産、販売開始
33年度	ユーザー意見聴取、 ユーザー意見を踏まえた改良版の試作
34年度	改良版の販売

別表3

事業参入の実施時期について、予定を記載する。

別表4 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額		〇〇銀行 200	2,000	A-FIVE（支援 機構）からの 出資 200	2,400	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇銀行からの資金の借入れは、農業競争力強化支援法第24条の中小企業基盤整備機構による債務保証を受ける予定 ・A-FIVE（支援機構）から100万円の出資の受入れを予定。

別表4

事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法について、その内訳を記載する。

融資、出資等の支援措置について備考欄に記載する必要があることから、A-FIVE（支援機構）や公庫等との相談は事前に行うこと。

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 社債又は資金の借入れについて農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 法第 25 条第 1 項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 資金の借入れについて法第 26 条第 1 項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5. 法第 27 条第 1 号若しくは第 4 号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第 2 号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。

添付書面

1－(1)	定款の写し又はこれに準ずるもの※
1－(2)	登記事項証明書（登記をしている場合）※
2－(1)	事業報告書の写し※
2－(2)	貸借対照表※
2－(3)	損益計算書※
3	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資することを示す書類
4	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法についての内容を記載した書類

※ これらの書類は、申請者のものを添付する。計画申請時に特定会社が既に存在する場合には、当該事業者の分も添付する。

貸借対照表と損益対照表は、会社法で定める計算書類ベースのものを提出する。有価証券報告書で代用することも可能。

また、これらの書類は申請者などが現に事業を行っている事業者であるかを確認するものであるため、直近の確定決算に基づく書類を添付すればよい（決算短信ベースなどの簡略なもの、未確定なものは原則認められないが、決算短信を使用する方が前年度の確定決算値よりもより実態に即している場合など特別な事由がある場合には個別に要相談）。

良質かつ低廉な農業資材の供給について

当社は、新たに農業用〇〇の開発、販売、運用サービスを行うことにより、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現を図る。

- 1 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容
 - ・当社は昭和〇年に〇〇機械の製造、修理及び売買を主な業務として設立。「〇〇〇」を経営理念とし、昭和〇年に〇〇式〇〇を販売後、平成〇年には〇〇技術を活用した〇〇式〇〇を業界に先駆けて開発・販売し、〇〇においては全国売り上げ〇位の企業である。
 - ・さらに〇〇技術を活用し操作性や安全面等の改良を加えた〇〇は作業効率アップ、安全性向上に大きく貢献し、各メディア等で報道され、〇〇社主催の日本〇〇賞を受賞したところである。
 - ・この〇〇は〇〇の改良を行うことで農業分野に活用できると考えており、現在の日本農業が抱える〇〇の課題に対して、当社の〇〇技術を活かし、課題解決に向けた新たな製品を開発することは当社の経営理念に合致するものである。
 - ・当社の〇〇技術を農業分野において有効に活用するため、農業用〇〇の開発・販売、運用サービスを新たに行うこととする。
- 2 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標
平成 34 年目標 農業用〇〇の導入面積を〇ha 以上にするを目標とする。
- 3 上記 2 の数値目標設定の考え方及び算定根拠
数値目標は、利用者の年間利用計画書に記載された農業用〇〇の導入予定面積を全国で集計したものである。
導入面積を〇ha とした根拠は、下記 4 参照。
- 4 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係又は農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

自社で開発する農業用〇〇は既存の農業機械〇〇と比較して、耐久性向上によりメンテナンス費用低減、使用時間の延長、農閑期は〇〇としても活用可能であるため、農業用〇〇の導入により、〇〇栽培農家は農産物の生産コストを約〇%削減することが可能。

農産物の生産コストに係る各経費のコスト(作物名:〇〇)

10a/円

	農業機械費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	〇〇費	計
従来品	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
開発品	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

具体的な考え方、算定の根拠は以下のとおり

(具体的な考え方、算定の根拠を記入、性能試験結果があれば添付)

○従来品（○○○）
販売価格○○～○○円
使用年数 ○年
導入面積 ○ha
．．．．

○開発品（農業用○○）
販売価格（予定）○○～○○円
使用年数 ○年
導入面積 ○ha
．．．．

5 事業参入計画の具体的内容

①農業用○○の開発にあたっては、○○県庁農業試験場や○○社と協力し、試作品を開発。試作品は○○県農業試験場、農業生産法人にて実用段階でのテストを行う。既に関係者から協力の同意を得ており、計画認定後速やかに当該機械の実用化に着手。
実用化の開発にあたっては、○○分野で利用している○○に、○○の改良を加えることで、農作業（○○等）に利用可能と考えている。

②関係者の役割

申請者：
○○県庁農業試験場：
○○社：
農業生産法人：

③スケジュール

平成 30 年度：○○銀行から資金の借入れ、A-FIVE からの出資
：製造ラインの設計、設置

平成 31 年度：新製品の最終調整

平成 32 年度：新製品の本格生産、販売開始

平成 33 年度：ユーザー意見を現地ヒアリングにて聴取
：ユーザー意見を踏まえた改良版の試作

平成 34 年度：改良版の販売

6 農業用○○の概要

- ・使用条件：（対象作物、栽培方法、ほ場、天候等）
- ・可能な農作業：○○の作業が可能。ただし、従来の農業機械と比べると○○のため、○○に配慮する必要。
- ・環境への影響：オフロード法の基準に適合。
- ・操作性：○○技術を活用して○○を○○化することにより、機械が自動制御するため、作業者は複雑な操作は不要となる。約○時間の研修で操作を習得可能。
- ・安全性：作業者が誤った操作をした場合は、○○技術により機械が自動制御し、危険を回避。

- ・耐久性：高耐久化のために各部品に〇〇を行うため、稼働時間の向上が見込まれる。
稼働時間 従来品〇時間、開発品〇時間。
- ・メンテナンス性：補修部品が少ないため、従来品に比べると、メンテナンスしやすく、費用が〇%減少。
- ・アフターサービス：操作やメンテナンス方法の出張サービス、部品の〇年間確保などを予定。
- ・その他：農閑期には、農作業以外の〇〇にも利用可能であるため、機械の稼働率向上、〇〇の効果がある。農閑期の利用についてもサポートする予定。

7 事業者の体制

担当部署

担当責任者

連絡先（住所、電話、メールアドレス）

8 販売拡大に向けた取組

開発した農業用〇〇の販売拡大に向けた取り組み計画は以下のとおり。

- ・農業用〇〇を活用した場合の農産物生産コスト低減効果、導入モデル、アフターサービス等を説明したパンフレット作成。
- ・農業用〇〇の利用が見込まれる地域を中心に全国複数箇所を実機による現地説明会を実施
- ・農業関連のメディアに紹介記事を掲載
- ・農業関係の団体を通じて農業者に広報、相談会を実施

添付書類3 記入時の留意事項

- 事業参入計画の1. 事業参入の目標及び2. 事業参入の内容に記載した内容に即して、より詳細に説明すること。
- 各種のデータについて根拠を示すこと（必要に応じて図面や写真なども活用すること）。
- 目標として採用した指標の推移を表などの形で示すこと。
- その他下記の点に留意し記載すること。
 - ・従来の方法との比較
 - ・取組により期待される具体的効果、メリット
 - ・取組内容と目標との関連性
 - ・取組内容と農産物の生産コストとの因果関係 等

計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について

(様式自由)